

令和6年4月24日
(2024年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市立留守家庭児童育成室
運営業務委託事業者選定等委員会
委員長 [REDACTED]

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る業務委託仕様書等の策定について（答申）

令和6年4月11日付け6地放第67号で諮問のありました、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る業務委託共通仕様書等の策定について、慎重に審議を重ねた結果、おおむね原案のとおりとしますが、一部修正し下記のとおり答申します。

記

1 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書について

(1) 指導員の配置等について

指導員等を配置させるに当たっては、運営を円滑に行うために指導員等の質の向上に努めること。

(2) 安全衛生等

新型コロナウイルス感染症が5類へと移行したことを踏まえて、インフルエンザなども含めて広く感染防止対策を図ること。

別紙1 「吹田市留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書 事務局案・選定等委員会修正案 対照表」のとおり

2 受託事業者選定に係る評価項目及び基準について

(1) 留守家庭児童育成室の運営方針について

ア 審査基準「新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか」は、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行したことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症に限定しないこと。

イ 審査基準「放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか」については、審査の視点として趣旨を理解するに留まるだけでなく、実践する姿勢も評価できるようにすること。

(2) 緊急時の連絡体制、安全対策について

審査基準「安全に対する意識や取組姿勢が十分か」については、審査の視点として、地震災害や不審者対応など具体的な事例を示すこと。

別紙2 「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 事務局案・選定等委員会修正案対照表」のとおり